

# 高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

## ■概要

- ・ 空き家活用シェアオフィス等整備支援事業について、コロナ臨時交付金を財源としており、3月末までに補助金の支払いを完了させる必要があるため、概算払の規定を追加するように要綱を改正する。(①②③)
- ・ 様式を改める。(④)

## ■改正内容

- ① 第11条第1項の本文に「ただし、空き家活用シェアオフィス等整備支援事業について、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、概算払をすることができる。」を追加する。
- ② 第11条第3項に「補助事業者は、第1項ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。」を追加する。
- ③ ①②の改正に伴い、各種様式を追加する。  
第8号様式(第11条関係)、別紙1～3
- ④ 空き家対策市町村緊急支援事業の限度額算定のため、事業量の入力欄を追加する。  
第1号様式(第4条関係)、別紙1 第2号様式(第5条関係)、別紙1

## ■改正箇所

- 第11条第1項、3項
- 第8号様式(第11条関係)、別紙1～3
- 第1号様式(第4条関係)、別紙1 第2号様式(第5条関係)、別紙1